

PUBLIC INFORMATION  
**聖籠町**



町のイメージキャラクター  
緑丸



広報せいろ  
2014

**5** May No.454

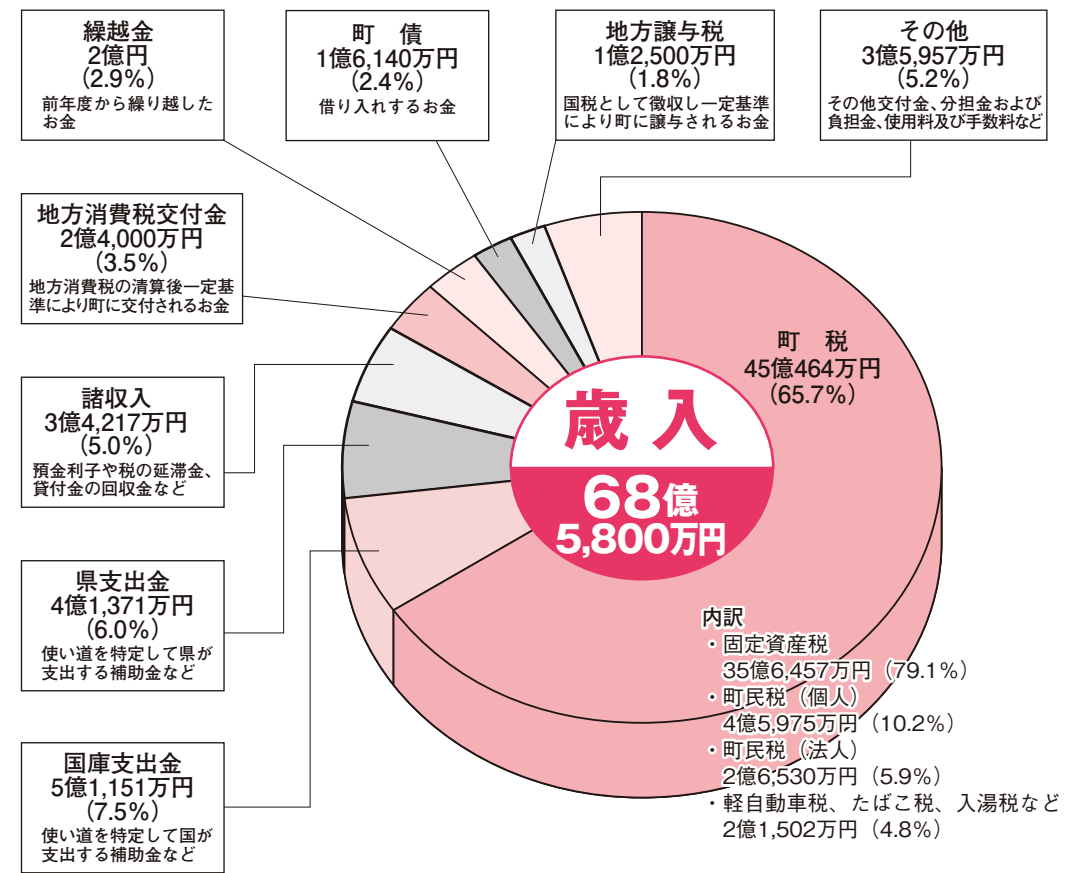
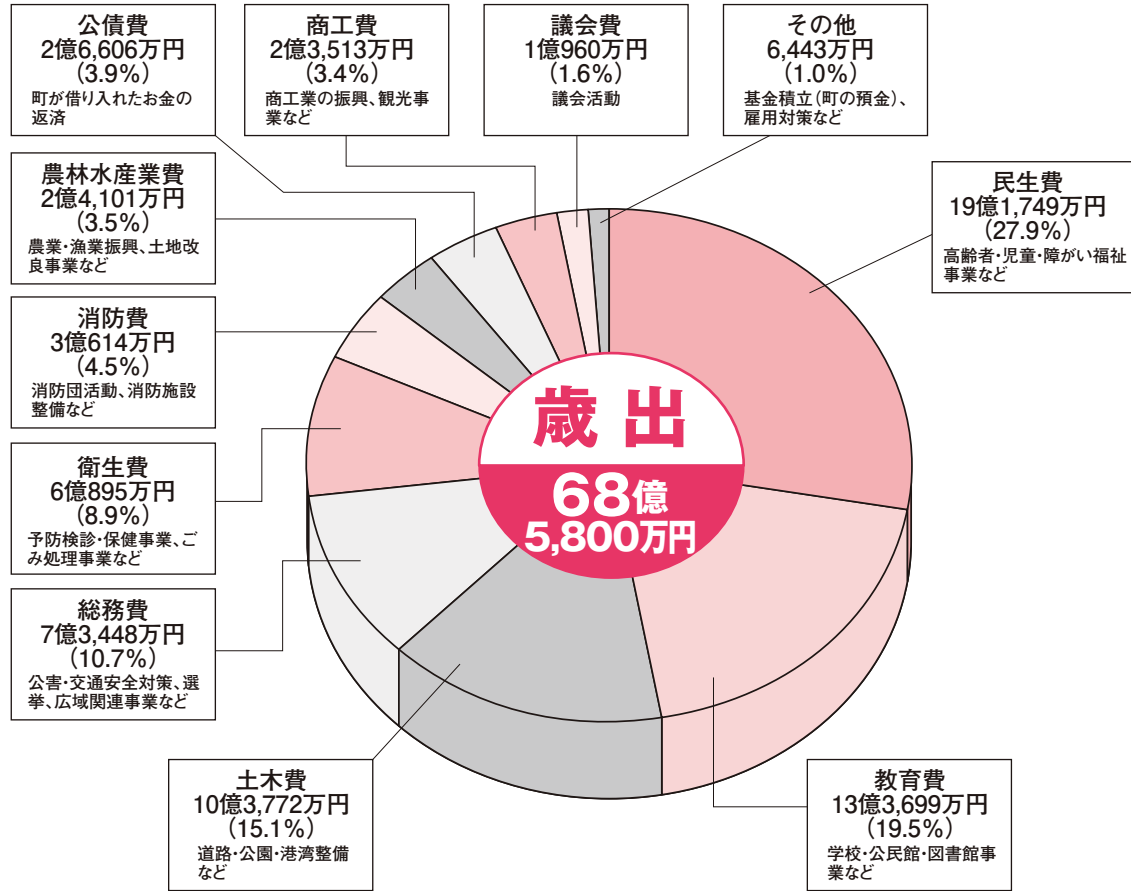
平成26年3月末現在の  
人口の動き ●人口 14,149人(前月比-75人) 男 7,024人(-40人) ●外国人人口 80人(前月比+4人) 男 35人(+4人) 女 45人(±0人)  
(外国籍除く) (前年比±0人) 女 7,125人(-35人) ●世帯数 4,340世帯 (外国人のみの世帯含む)



# 平成26年度 一般会計

# 平成26年度 一般会計予算は68億

# 5,800万円 住みよいまちづくりに 向けスタートします



平成26年度の予算が3月定例議会にて審議され、一般会計予算は68億5800万円、また特別会計予算は6会計合計43億9315万円が議決されました。  
住みよいまちづくりのために、皆さまの税金がどのようにして使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場 税務財政課までご連絡ください。  
☎ 27-11956 (直通)

## 平成26年度 特別会計予算は計43億9,315万円

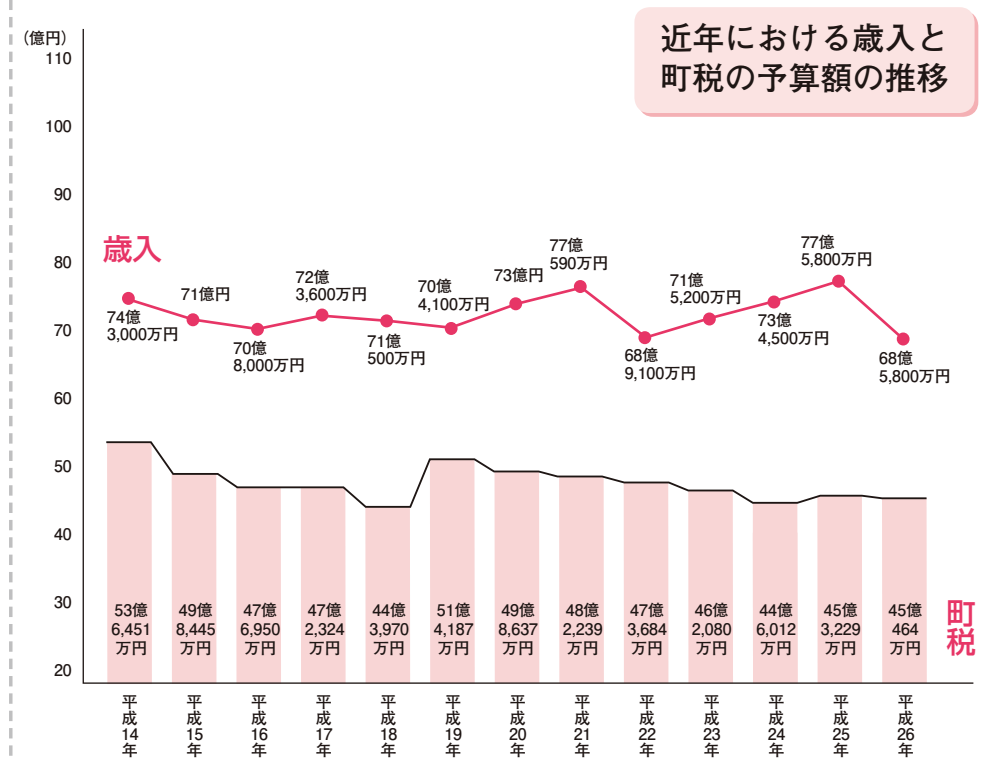
会計名	予算額
国民健康保険	事業勘定 14億851万円
	施設勘定 1億4,526万円
介護保険	11億758万円
後期高齢者医療	7,707万円
県営開拓パイロット事業	995万円
下水道事業	収益的支出 7億5,198万円
	資本的支出 4億1,108万円
水道事業	収益的支出 2億6,758万円
	資本的支出 2億1,415万円

※合計が合わない理由は端数処理(四捨五入)によるもの。

- **国民健康保険特別会計**  
町民が望む保健・医療・福祉の一体化したサービスを行い、「安心して暮らせる町づくり」を目指します。
- **介護保険特別会計**  
老後の自立支援を基本とし、共同連体の考えを軸に居宅や地域中心に社会的介護を保障してまいります。
- **後期高齢者医療特別会計**  
75歳以上(一定の障がいのある人は65歳以上)の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者福祉の増進に努めてまいります。
- **県営開拓パイロット事業聖籠町特別会計**  
開拓パイロット事業の維持運営に努めてまいります。
- **下水道事業会計**  
下水道の維持管理と接続率の向上に努めてまいります。
- **水道事業会計**  
水道への切り替えの啓発活動を進め、「安全で良質で、おいしい水」の供給に努めます。

### 一般会計予算

厳しい財政状況下ではありますが、限られた財源の重点的・効率的な配分により、少子・高齢化対策や防災対策、魅力ある農業づくり、経済対策、教育の充実など町民一人ひとりが豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて事業を実施してまいります。(主な事業は4〜5ページ参照)

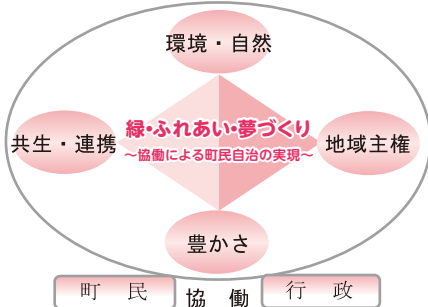


# 平成26年度一般会計第4次総合計画に基づき実施される事業の概要

## 【町の将来像】

- 安全で快適な生活環境の創造
  - …13億5051万円
- 安心できる暮らしの実現
  - …19億2885万円
- 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上
  - …5億4623万円
- 地域資源を活かした魅力ある産業の形成
  - …3億3152万円
- 開かれた行財政の推進
  - …1億5577万円

## 【第4次総合計画の基本理念】



### 安全で快適な生活環境の創造

#### ◆地域特性を活かしたまちづくり

##### 公園維持管理事業

3038万円  
都市公園などの維持管理業務委託

##### 町営住宅運営事業

1827万円  
町営住宅東山団地の管理運営

##### 宅地造成事業

4020万円  
山大夫地内宅地造成

#### ◆自然環境との共生

##### 河川維持管理事業

1911万円  
河川の維持管理業務委託

##### 保安林等育成保全事業

4551万円  
森林の管理等業務委託

#### ◆生活環境の整備

##### 道路整備事業

2億660万円  
道路を整備するための調査・測量・設計委託、用地購入、物件補償、道路改良舗装工事など

##### 道路維持管理事業

6503万円  
道路の清掃、植栽管理、修繕など

##### 除雪事業

5198万円  
除雪作業委託、修繕料など

##### 消雪パイプ整備事業

7060万円  
消雪パイプを整備するための調査・設計委託、工事費など

##### 町循環バス適正運行事業

4696万円  
町循環バスの運行事業

##### ごみ適正処理事業

1億2583万円  
豊栄郷清掃施設処理組合への負担金

##### ごみ減量化・資源化推進事業

1億1828万円  
ごみ収集運搬業務委託、生ごみ堆肥化事業など

### 安心できる暮らしの実現

#### ◆安全に暮らせる環境づくり

##### 消防力の整備・充実事業

2億1451万円  
新発田地域広域事務組合（消防）への負担金、水道事業会計負担金など

##### 防災対策施設整備事業

4321万円  
中央防災倉庫建設工事、消火栓設置等工事費負担金など

#### ◆安心して暮らせる福祉のまちづくり

##### 子育て支援事業

2億8036万円  
児童手当扶助事業、ひとり親家庭等医療費扶助事業など

##### 放課後対策充実事業

6953万円  
蓮野児童クラブ建設工事、児童クラブ・児童館運営経費

##### 保育体制充実事業

3億12万円  
保育所運営経費、私立保育園運営補助

##### 生活支援事業

3億103万円  
各種健診事業の実施

##### 介護給付費等扶助、障がい者の地域生活支援事業への委託・扶助など

1億7741万円  
生きがい対策事業

##### 生きがい対策事業

5409万円  
生きがい型、デイサービス事業委託料、高齢者応援手当の支給、敬老会事業など

##### 在宅福祉対策支援事業（介護）

9637万円  
通所介護運営、在宅介護支援、介護者手当など

##### 在宅福祉対策支援事業（地域）

2497万円  
町社会福祉協議会への助成

#### ◆生涯健康に暮らせるまちづくり

##### 予防接種事業

5097万円  
予防接種の実施、接種料の助成など

##### 母子保健事業

6679万円  
子ども・妊産婦医療費助成、妊婦・乳幼児健診事業、特定不妊治療費助成など

##### 健診対策強化事業

3103万円  
各種健診事業の実施



## 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

◆いきいきと学び子どもたちの教育

人的支援事業

3218万円

非常勤講師雇用（生徒指導アドバイザー）

学校給食業務委託事業

7680万円

給食調理、配送業務の委託

情報機器ネットワーク管理事業

5017万円

情報機器借上など

介助員配置事業

4135万円

幼・小・中への介助員の雇用

就学支援事業

743万円

就学援助など

学校施設維持管理事業

1773万円

施設改修（こども園・小学校・中学校）など

育英事業

7430万円

育英生貸付金

◆豊かな感性の醸成

社会教育施設維持管理事業

3465万円

各施設管理業務委託など

公民館事業

555万円

各種教室等講師謝礼など

芸術・スポーツ活動支援事業

2691万円

スポンネットせいろう補助金など

図書館運営事業

4635万円

臨時職員雇用、図書館業務処理専用機借上など

文化会館事業

2964万円

文化会館自主事業、設備操作委託など

生涯学習活動推進事業

330万円

施設予約システム借上、文化団体連絡協議会への補助金

文化財保護事業

1031万円

指定文化財の修復、無形文化財への補助金、文化財調査など

◆町の資源をフル活用したいきいき農業

生産者育成事業

2121万円

農業機械・設備整備に係る助成など

生産環境整備事業

2072万円

基盤整備事業、農道整備事業など

農業施設維持管理事業

1144万円

立地条件整備補助金、排水路維持管理業務委託など

水田農業確立対策事業

4100万円

水田農業再生協議会への補助金など

地産・地消促進事業

550万円

農産物加工センター運営経費

田園環境保全向上対策事業

313万円

農地水環境保全向上対策事業

◆活力と魅力ある漁業

稚魚放流事業

95万円

ヒラメ稚魚の購入

◆自然環境を活かした観光

観光施設運営事業

2320万円

海のにぎわい館、海水浴場の運営

にぎわい創出・交流拡大事業

500万円

マリンレジャー・スポーツの普及・振興、観光振興のため「海に親しむ」イベントを開催

観光開発支援事業

2741万円

観光協会運営支援など

◆未来を支える商工業

中小企業活性化支援事業

1億4237万円

地域活性化対策券、住まいる券の発行、商工会運営補助、各種預託金および利子補給など

東港エリア振興事業

225万円

企業立地支援施策の検討、新潟港振興協会負担金など

◆地域主権型社会に対応した体制づくり

広域行政の推進事業

1032万円

新発田地域広域事務組合への負担金

NPO・ボランティア団体等育成支援事業

1306万円

◆ともに考え責任を分かち合う意識づくり

行政区長業務委託事業

1663万円

行政区長への業務委託費

広報広聴活動の充実事業

667万円

広報せいろう、議会広報の発行、議会ラジオの放送

◆将来展望に立った健全な行財政の運営

職員資質向上事業

1174万円

職員派遣研修など

人事評価制度推進事業

152万円

職員人事評価制度の推進

行政事務効率化推進事業

8594万円

行政事務の電算化推進など

環境美化の推進

1032万円

新発田地域広域事務組合への負担金

環境美化の推進

1032万円

環境美化の推進





# 26年7月から施行!!

## 「空き家等の適正管理に関する条例」とは…

空き家等の適正管理に関する基本的な事項を定めることにより、**空き家などが放置され、管理不全な状態**となることを防止することで、**町民の安全で安心な生活の確保および生活環境の保全**を図ることを目的に制定しました。

### 空き家等とは

町内に所在する建物その他の工作物で、**常時使用されていない状態にあるもの**および**当該敷地（当該敷地に所在する立木を含む。）**



### 所有者等とは

町内に所在する空き家などを**所有し、占有し、または管理する人。**

### 管理不全な状態とは

- ・老朽化もしくは積雪、台風、地震などの自然災害により、**空き家などが倒壊し、または空き家などに用いられた建築資材などが飛散し、もしくは剥落するおそれがある状態。**
- ・不特定の者の侵入により、**火災または犯罪が発生し、もしくは誘発するおそれがある状態。**
- ・**草木の著しい繁茂または動物、害虫などの著しい繁殖**

またはごみの不法投棄により周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態。

所有者や管理者は、空き家などが**管理不全な状態**とならないよう自らの責任において**適正に管理しなければなりません!!**



### ① 情報提供

町民は、管理不全な状態である空き家などがあると認めるときは、速やかに町にその**情報を提供**願います。

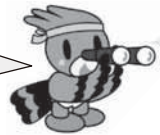
隣の空き家  
で深夜に騒いでいる人たちがいる…

隣の空き家の瓦が  
飛んできそうで危ない…

### ② 実態調査・立入調査

管理不全な状態である空き家などがあると認めるとき(※)は、当該空き家などの**所有者**などの**所在、管理不全な状態の程度などを調査**します。

(必要最小限度において敷地内に立ち入りま



身分証明書  
を携帯  
みどり丸

### ③ 助言または指導

空き家などが現に管理不全な状態であると認めるとき、または管理不全な状態になるおそれがあるとき、**当該空き家等の所有者**などに対し、**必要な措置について助言し、または指導**します。

助言は口頭で！  
指導は「指導書」で！

危険なので適切に管理してね！



指導書  
………  
………

### ④ 勧告

助言または指導を行ったにもかかわらず、当該空き家などが管理不全な状態にあるときは、**当該所有者**などに対し、**期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告**します。

勧告は「勧告書」で！

指導したけど、まだ管理不全だよ。危険だよ。



勧告書  
………  
………



### ⑤ 命令

勧告に応じないときは、当該所有者などに対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令します。

命令は「命令書」で！

命令書  
.....  
.....



### ⑥ 公表

命令を行ったにもかかわらず、当該所有者などが正当な理由なく**当該命令に従わない**ときは、当該公表の対象者に意見を述べる機会を与えたのち、「命令に従わない者の住所および氏名など」「当該空き家などの所在地」「命令の内容」「町長が必要と認める事項」を公表します。



当該所有者などに意見を求めます。  
付与通知書  
.....  
.....

意見書  
.....  
.....  
Aさんは、町に意見書を提出。

広報せいろう ○月号

### ⑦ 代執行

命令を受けた者が命令に従わない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、**行政代執行法の定めるところにより自ら必要な措置を行い、または第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者などから徴収**します。

1. 命令に従わない場合、履行期限までに改善措置を講じるよう戒告します。

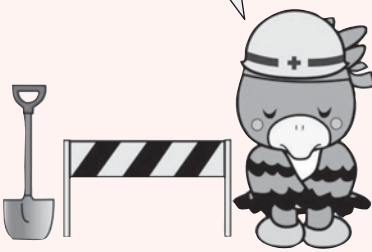
戒告書  
.....  
.....

2. 戒告に従わず、その義務が履行されない場合は代執行を行います。

代執行令書  
.....  
.....



代執行責任者証  
みどり丸



### 緊急安全措置

空き家などの管理不十分な状態が切迫しているときは、空き家等の所有者などの同意を得て、危険な状態を回避するために**必要な最低限度の措置を講じます**。

また、措置を講じたときは、**当該所有者などから当該措置に要した費用を徴収**します。

基本的には、空き家などは個人財産となることから所有者などが管理することとなります。そのため、どんなケースでも町が対応するものではありません。よつて、管理不全により迷惑を被っている人がいるのであれば、その人がその所有者などに対し折衝して頂きます。町が介入する場合は、所有者などがこの誰かわからないなどの場合となりますのでご理解ご協力をお願いいたします。

**役場生活環境課**  
**地域安全係**  
**☎0254-27-2111**  
**(内線 282)**

# 地域の活動をバックアップ！ 「地域振興支援事業」を募集します



町は、主に集落を単位とした地域の活性化を支援するため、活動費の一部を補助しています。これまでに集落・団体が、補助金を利用して祭りや運動会などを行い、成果をあげています。平成 26 年度の募集は以下のとおり行います。どうぞご活用ください。

<b>1 補助対象団体</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落</li> <li>・団体（町内在住者 20 名以上で組織するもので、下記「4 事前協議」の際に、活動事業を申請し、承認された団体）</li> </ul>																								
<b>2 対象事業</b>	<p>地域自治の振興を図るための活動で、おおむね次のような事業が対象です。 ただし他の補助金の対象となる事業、宗教に関する事業、および政治的活動に関する事業は除きます。また同一事業への補助は 3 か年を限度とします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業分類</th> <th style="text-align: center;">取組みの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流事業</td> <td>お祭り、運動会、ピクニック、農業体験 など</td> </tr> <tr> <td>福祉事業</td> <td>高齢者世帯への訪問・弁当配布、助け合い運動、声かけ運動、システムづくり など</td> </tr> <tr> <td>青少年健全育成活動</td> <td>幼・保育園児、小・中・高校生による野外活動、週休 2 日制への対応事業 など</td> </tr> <tr> <td>モラル・マナーアップ活動</td> <td>啓蒙活動、講演会、あいさつ運動 など</td> </tr> <tr> <td>伝統芸能の保存伝承活動</td> <td>集落などに伝わる伝統芸能の保存伝承のための活動</td> </tr> <tr> <td>健康増進活動</td> <td>健康管理器具等の整備、各種教室・講演会の開催 など</td> </tr> <tr> <td>体育・レクリエーション活動</td> <td>各種スポーツ大会、ハイキング、山登り、サイクリング など</td> </tr> <tr> <td>生活環境の改善・向上活動</td> <td>緑化運動、道路清掃 など</td> </tr> <tr> <td>防災・防犯・交通安全対策活動</td> <td>防災等訓練の実施、交通安全教室の開催 など</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動</td> <td>ボランティア団体への参加、集落での実践 など</td> </tr> <tr> <td>広報紙発行活動</td> <td>広報せいらうのような集落広報発行</td> </tr> </tbody> </table>	事業分類	取組みの例	交流事業	お祭り、運動会、ピクニック、農業体験 など	福祉事業	高齢者世帯への訪問・弁当配布、助け合い運動、声かけ運動、システムづくり など	青少年健全育成活動	幼・保育園児、小・中・高校生による野外活動、週休 2 日制への対応事業 など	モラル・マナーアップ活動	啓蒙活動、講演会、あいさつ運動 など	伝統芸能の保存伝承活動	集落などに伝わる伝統芸能の保存伝承のための活動	健康増進活動	健康管理器具等の整備、各種教室・講演会の開催 など	体育・レクリエーション活動	各種スポーツ大会、ハイキング、山登り、サイクリング など	生活環境の改善・向上活動	緑化運動、道路清掃 など	防災・防犯・交通安全対策活動	防災等訓練の実施、交通安全教室の開催 など	ボランティア活動	ボランティア団体への参加、集落での実践 など	広報紙発行活動	広報せいらうのような集落広報発行
事業分類	取組みの例																								
交流事業	お祭り、運動会、ピクニック、農業体験 など																								
福祉事業	高齢者世帯への訪問・弁当配布、助け合い運動、声かけ運動、システムづくり など																								
青少年健全育成活動	幼・保育園児、小・中・高校生による野外活動、週休 2 日制への対応事業 など																								
モラル・マナーアップ活動	啓蒙活動、講演会、あいさつ運動 など																								
伝統芸能の保存伝承活動	集落などに伝わる伝統芸能の保存伝承のための活動																								
健康増進活動	健康管理器具等の整備、各種教室・講演会の開催 など																								
体育・レクリエーション活動	各種スポーツ大会、ハイキング、山登り、サイクリング など																								
生活環境の改善・向上活動	緑化運動、道路清掃 など																								
防災・防犯・交通安全対策活動	防災等訓練の実施、交通安全教室の開催 など																								
ボランティア活動	ボランティア団体への参加、集落での実践 など																								
広報紙発行活動	広報せいらうのような集落広報発行																								
<b>3 補助額</b>	<p>予算の範囲内で次の要件に基づいて交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●補助対象経費の 2/3 を補助します。（上限は 30 万円）</li> <li>●飲食代は、補助対象経費の 20% 以内までとし、20% を超える部分は補助の対象外とします。</li> </ul>																								
<b>4 事前協議</b>	<p>申請を希望する団体は、次に定める期日までに事前協議を完了してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業着手予定 ※</th> <th style="text-align: center;">事前協議期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 月・6 月</td> <td>計画決定後速やかに</td> </tr> <tr> <td>7 月・8 月・9 月</td> <td>5 月 9 日（金）</td> </tr> <tr> <td>10 月・11 月・12 月</td> <td>7 月 11 日（金）</td> </tr> <tr> <td>1 月・2 月・3 月</td> <td>10 月 10 日（金）</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※事業着手予定日…事前準備などで、補助の対象となる経費を支出する最初の日。</p> </div>	事業着手予定 ※	事前協議期限	5 月・6 月	計画決定後速やかに	7 月・8 月・9 月	5 月 9 日（金）	10 月・11 月・12 月	7 月 11 日（金）	1 月・2 月・3 月	10 月 10 日（金）														
事業着手予定 ※	事前協議期限																								
5 月・6 月	計画決定後速やかに																								
7 月・8 月・9 月	5 月 9 日（金）																								
10 月・11 月・12 月	7 月 11 日（金）																								
1 月・2 月・3 月	10 月 10 日（金）																								
<b>5 その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容審査により補助対象事業とならないこともあります。</li> <li>・予算の状況により補助額の変更または事業の延期をお願いする場合があります。</li> </ul>																								

お申し込み・お問い合わせ 役場総務課 総合政策係 ☎ 27-2111（内線 227）



# がんばってます! 東港立地企業

vol.41 完

東港立地企業連絡協議会の会員  
企業を順次ご紹介します。

## 東港立地企業連絡協議会とは…

新潟東港工業地域の聖籠地区に立地または土地を所有する企業により構成されている協議会で、行政機関と立地企業間の連絡調整や、企業間の情報交換を行うことで技術の研鑽さんおよび親睦を図り、行政機関・企業の事業展開を支援するとともに、地域の福祉と文化の向上に資するため活動しています。



## 株式会社リンコーコーポレーション 東港支社

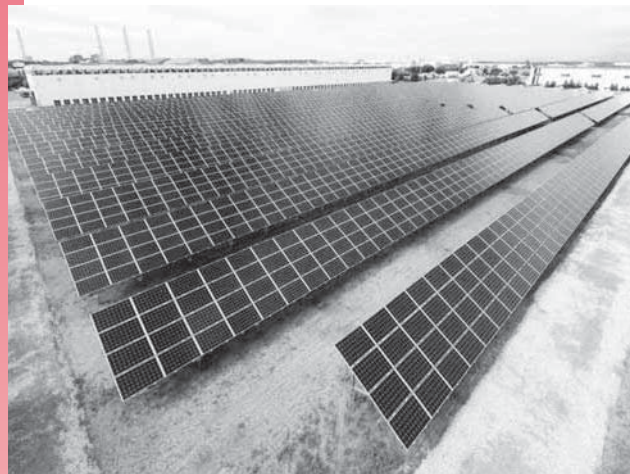


所在地：聖籠町東港3丁目170-16  
☎：025-256-4120  
FAX：025-257-5300  
HPアドレス：<http://www.rinko.co.jp/>

当社は明治38年創業以来、新潟を基盤とした事業展開を図ってまいりました。昭和44年の新潟東港開港に伴って太郎代地区に事務所を構え、平成9年には現在地に東港支社として移転いたしました。東港支社では、国内外の船舶から貨物の揚げ積み、これに伴う保管や運送などの業務を幅広く展開し、多様なニーズにお応えしております。当地東港工業地帯は国際港湾と高速道路網、そして国際空港が結節する優れた拠点性を有しており、当社はこれを活かした総合物流事業を通じて新潟港並びに東港工業地帯、ひいては新潟の更なる飛躍と地域経済の発展に努めてまいります。

※今回で東港立地企業の紹介が終了します。今後、新たに東港立地企業連絡協議会に企業が加盟しましたら、あらためて紹介させていただきます。

## 株式会社 ノザワコーポレーション



所在地：聖籠町東港3-75  
☎：025-265-5291  
FAX：025-231-5290

弊社は2013年8月1日に新潟東港工業地帯において、「新潟東港メガソーラー発電所(年間140万kwの発電)」を稼働いたしました。これは弊社が再生可能エネルギー事業として取り組む第1号の施設となります。地域への貢献と地球環境への配慮を第1に、太陽の恵みを電力に代え、地域の貴重な電源として貢献しております。年間140万kwの発電量は、一般家庭の消費電力量の約490世帯に相当します。

当発電所は、安全・安心をモットーに完璧なセキュリティシステムを採用すると共に、敷地には環境に配慮してペットボトルを再利用したフェンスを設置しています。

また、町内外の小学生や親子を対象とした見学会の受入も積極的に行っております。

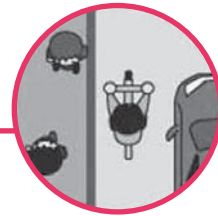
自然はときには災害をもたらしますが、この自然の力を恵としてエネルギーに変え地域に貢献してまいります。

お問い合わせ 東港立地企業連絡協議会事務局(役場東港振興室) ☎27-2111(内線242)

# 5月は自転車安全月間です

## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

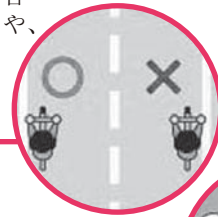
歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則です。  
 しかし、次の場合は、例外として普通自転車は歩道を通行できます。  
 ○道路標識などで認められている場合  
 ○運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合  
 ○道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なときや、車の通行量が非常に多く危険な場合



「普通自転車歩道通行可」の標識

## 2 車道は左側を通行

道路の左端によって通行しなければなりません。



## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道よりをすぐ停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げずにはいけません。  
 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。



## 4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



## 5 子どもはヘルメットを着用

保護者の皆さんは、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときや同乗させるときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



自転車に乗るときは、これらの「自転車安全利用五則」を守って安全に通行してください。

## 善意のご寄付ありがとうございました



(左写真) 株式会社聖籠タクシー代表取締役社長の高橋高一様より、町の交通事故防止と交通安全に役立ててほしいと平成26年3月24日(月)、町へ10万円の寄付金が贈呈されました。寄付金は町内の交通事故防止と交通安全のため、有効に使わせていただきます。



(右写真) 新潟地区自動車教習所協会会長の布川惇平様より、町の交通事故防止と交通安全に役立ててほしいと平成26年4月7日(月)町へ3万円の寄付金が贈呈されました。寄付金は、町内の交通事故防止と交通安全のため、有効に使わせていただきます。

### 町の交通事故発生状況 (平成26年)

区分	3月			1月～3月		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成26年	0	0	0	4	0	4
平成25年	3	0	3	13	0	15
増減	-3	0	-3	-9	0	-11



### 今日も一日交通安全

交通安全に関することは  
 役場生活環境課 地域安全係  
 ☎27-2111 (内線 284)

☎27-11958  
 聖籠町消費生活センター

配布に先立ち、4月10日(木)に新潟県労働金庫新発田支店 栗林支店長、下越地区労働者福祉協議会 佐藤事務局長より町長へ目録の贈呈が行われました。

この冊子は全世帯、町立地企業などに配布予定です。  
 「マネートラブルにかつ！」を新潟県労働者福祉協議会、新潟県労働金庫新発田支店地区育成会から町へご寄贈いただきました。



冊子「マネートラブルにかつ！」の寄贈を受けました。



# 町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

## 生活環境課

3月27日（木）

### 聖籠町防災会議開催

聖籠町地域防災計画修正案および聖籠町災害ハザードマップ修正案の2項目について審議を行いました。



## 町民課

3月24日（月）

### 平成25年度第2回聖籠町介護保険運営協議会開催

聖籠町介護保険運営協議会は、介護保険に関する施策が、制度の基本理念にのっとり、町民の意見を十分に反映しながら適切に行われることを目的に調査審議を実施しています。

## 保健福祉課

3月19日（水）

### 第2回聖籠町健康づくり推進協議会開催

町民の総合的な健康づくりを推進するため、第2回聖籠町健康づくり推進協議会が開催されました。健康増進計画に基づく



## ふるさと整備課

道路パトロール始めました

道路の補修や修繕、円滑な道

今回は、次の事項について事務局から説明を行いました。  
・高齢者ニーズ調査について

平成25年度健康づくり事業の実施状況について報告を行い、委員からは貴重な意見が出されました。

## 子ども教育課

3月25日（火）

### 第3回聖籠町教育委員会定例会開催

町教育委員会学校教育課補助金交付要綱の廃止について  
町教育委員会事務決裁規程の一部改正について  
平成26年度聖籠町育英資金貸与者の選考について  
町立学校における学校運営協

## 農業委員会

3月25日（火）

### 聖籠町農業委員会第22期第13回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について  
農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について  
農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について  
農用地利用集積計画による（利用権移転）申出審査について  
以上の4項目について審議されました。

路交通や利用者の安全確保のため、4月8日（火）から道路パトロールを始めました。  
町内の幹線町道を中心に、今年11月末まで毎週火曜日に定期的に実施します。道路に異常（陥没など）を見つけたときは、集落区長または役場ふるさと整備課にご連絡ください。  
また、12月から翌年の3月まで、除雪期の除雪パトロールを実施し、年間を通して町道の安全確保に努めます。  
なお、道路照明などの確認のため、夕暮れ時のパトロールを月1回実施します。今年度も引き続き新発田川放水路の「往来橋」と「田ノ島橋」の消灯を実施し節電に努めます。

議会委員の委嘱について  
町教育委員会社会教育課補助金交付要綱の一部改正について  
町青少年育成委員の委嘱について  
平成26年度初人事異動について  
町長の権限に属する事務の委任等について  
以上の8項目について審議されました。

# おしらせ

## お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉課(保健福祉センター内)	☎27-6511
上下水道課(上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

## 5月の行事

### 《相談事業》

- ところ 役場1階 会議室
- ◆行政相談  
13日(火)午前10時00分～11時30分  
☑役場総務課 ☎27-2111(内線223)
  - ◆人権特設相談所  
2日(金)午後1時00分～4時00分  
☑役場町民課町民サービス係  
☎27-2111(内線111)  
法務局新発田支局 ☎24-7102

- ところ 結いハート聖籠
- ◆心配ごと相談  
7日(水)、21日(水)  
午後1時00分～4時00分  
☑町社会福祉協議会 ☎27-6767

### 《保健福祉事業》

- ところ 保健福祉センター
- ◆乳幼児健康診査
    - 2歳親子歯科健診  
12日(月)午後1時15分～
    - 3歳児健診  
22日(木)午後1時00分～
    - 乳児健診  
23日(金)午後1時15分～
    - 2歳6ヶ月児親子歯科健診  
26日(月)午後1時15分～
  - ◆学級
    - 育児学級  
29日(木)午後1時30分～  
☑保健福祉課(保健福祉センター)  
☎27-6511

## 保健師です よろしくお願ひします

聖籠町では、赤ちゃんから高齢者まで全ての年代の「健康づくり」のために、「家庭訪問に力を入れていきます。育児のこと、こころや身体についてご心配があるときはもちろん、家族のこと、ご近所のこと、何でも声をおかけください。

### 担当行政区一覽

保健師名	担当行政区
渡辺 郁子	苜沼・次第浜・汐美台
高橋 由紀	山大夫・二本松・杉谷内・蓮濁・蓮濁新田・八幡・旭ヶ丘
水戸部 可奈	真野・山諏訪山・外畑・正庵・藤寄・大夫興野・尾沢ヶ丘・稲の平・別條・ひばりが丘
阿部 洋子	四ツ屋・道賀新田・上大谷内・中ノ橋・本諏訪山・本大夫・聖中ヶ丘・本三賀・山三賀・亀塚
山岸 ちひろ	丸濁・桃山・山倉・蓮野・甚兵衛橋・網代浜・東山・東港

保健衛生係 保健師  
☎27-6511

### 保健福祉課(保健福祉センター)

今年度、保健師の担当行政区は次のとおりです。よろしくお願ひします。

## 特定計量器の定期検査を行います

計量法により、取引又は証明に使用するばかりや分銅・おもりは、2年に1回行われる定期検査を受けなければ、取引や証明に使用することができません。

平成26年度の定期検査を次のとおり行いますので、営業用の計量器をお持ちの方は、必ず検査を受けてください。

- 検査日  
5月29日(木)、30日(金)
- 受付時間  
午前10時00分～11時30分  
午後1時00分～3時00分

### 会場

聖籠町防災倉庫(聖籠町役場庁舎隣)

### 対象となる計量器

- ①商店などで商品の計り売りに使用するもの
- ②農業・漁業などに従事する方が、農産物・水産物などの計り売りのために使用するもの
- ③運送業者などが貨物運賃の算出などに使用するもの
- ④工場・事業所などの原材料の購入、製品の販売・出荷のために使用するもの

### 役場産業観光課

地域振興係(内線126)

## 町長の動向

(主なものを抜粋)

### 5月

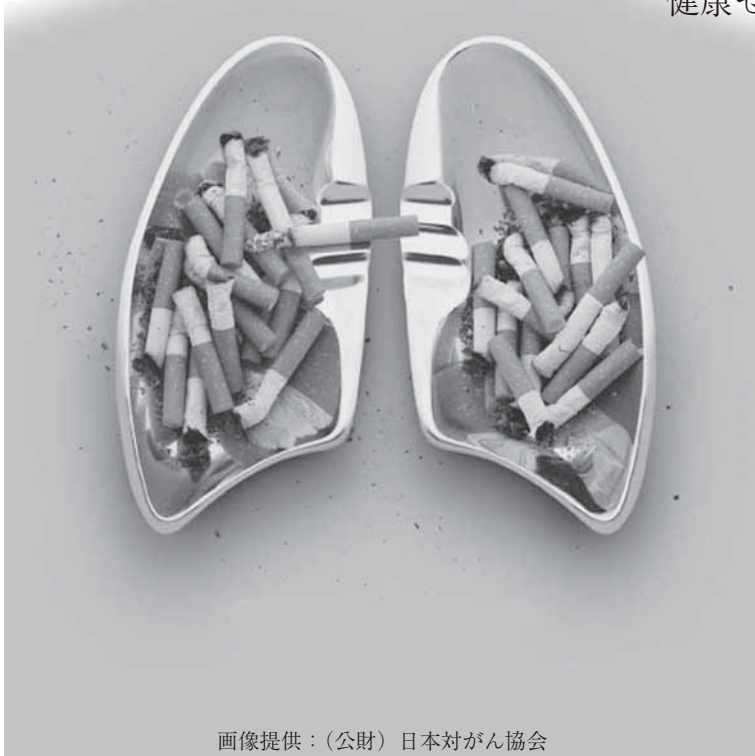
- 2日 新発田地域農業振興協議会総会
- 8日 新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会総会
- 13日 聖籠町商工会総会
- 14日 新潟県防犯協会理事会・総会
- 18日 新発田駐屯地創設61周年記念式典
- 21日 全国LNG火力発電所所長会  
在市町村連絡協議会総会
- 22日 新潟県市町村職員共済組合定期監査
- 27日 新潟県歯科保健協会理事會・評議員會
- 28～29日 日本港湾協会第87回定時総会



5月31日は「世界禁煙デー」

# 「さようならタバコの煙」で万病予防

健康せいろう 21 緑丸の健康 10 か条より



画像提供：(公財) 日本対がん協会

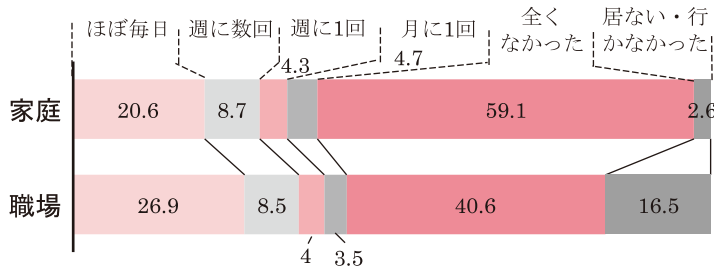
こんなにある  
たばこ関連の病気・症状



- ・がん (肺・喉頭…)
- ・ぜんそく
- ・気管支炎
- ・肺気腫
- ・心臓病
- ・脳卒中
- ・胃かいよう・十二指腸かいよう
- ・歯周病
- ・妊婦、胎児への影響 (低体重児・早産・流産…)
- ・乳幼児への影響 (乳児突然死症候群 など)
- ・肌の老化 (シミ・たるみ) ほか多数

慢性閉そく性肺疾患 (COPD)

受動喫煙 (この1か月間自分以外の方が吸った  
たばこの煙を吸う機会がありましたか?)



平成 24 年聖籠町「健康に関する意識調査」より (対象：16 歳～74 歳)

こんなにある 受動喫煙

週数回以上の受動喫煙が家庭では 29%以上、  
職場では 35%以上もあります。

喫煙者の方へのお願い

タバコを吸わない人や  
子どもたちの目の前では  
吸わないで!!



たばこをやめたいと  
思っている方へ

- ・禁煙はいつはじめても遅くない!
- ・たばこを吸うと「ホッとす」のは「ニコチン依存症」だから。ニコチンの離脱症状が辛いピークは3～4日です。自力禁煙が難しい人は禁煙外来へ!

お問い合わせ・ご相談  
保健福祉課 (保健福祉センター)  
保健衛生係 保健師まで  
☎ 27-6511

# さあ、健診に行こう！

向き合おう 自分のからだ教えてくれる 年に一度の健康診断

(健康せいろう21 緑丸の健康10か条 から)

## ◆検査項目と料金

健診項目と内容		料金について
特定健康診査	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図・眼底検査・その他	39歳以下の方 1,000円 40～74歳の方 加入している医療保険によって異なります。 75歳以上の方 75歳の誕生日を過ぎた方は無料です。
がん検診	肺がん検診 (40歳以上対象)	胸部レントゲン検査 検査費用 1,166円 - 町助成金 1,166円 <b>自己負担金 0円</b>
		喀痰検査 検査費用 3,186円 - 町助成金 2,786円 <b>自己負担金 400円</b>
	胃がん検診	バリウム検査 検査費用 4,644円 - 町助成金 4,144円 <b>自己負担金 500円</b>
	大腸がん検診	便潜血反応検査 検査費用 1,728円 - 町助成金 1,228円 <b>自己負担金 500円</b>
	前立腺がん検診 (50歳以上対象)	血清PSA検査 2,453円

がん検診は聖籠町より1,166円～4,144円の助成があります!!

○胃がん・大腸がん検診は、平成26年度末現在、20歳以上の方であればどなたでも受けられます。自分のため、家族のため、ぜひ「がん検診」を受診しましょう。

○「特定健診(40～74歳対象)」は加入する医療保険によって異なります。

○健診を申し込んでいない方で希望する場合は、事前にご連絡ください。ご案内・問診票をお送りします。



**昨年の町検診で早期胃がんを発見されたKさん  
(50代男性) にインタビューしました。**



検診は30代後半から町の検診を毎年受けています。最初は家族から言われてでしたが、仕事をするにも体が大切と思い今では受けるのが習慣になっています。

昨年、町の胃バリウム検診で精密検診となって、医療機関で胃内視鏡を受け、その場で医師から「早期がんの疑い。1週間くらいの入院で内視鏡で手術できる。」と言われました。ドキッとしました。けど、医師の言い方から、そんなに心配ないのだなと思いました。仕事仲間にも打ち明けたら、手術経験者もいて気持ちが楽になりました。

手術自体は全身麻酔で痛みも無く、6日間の入院で済みました。ほぼ普通の生活ができています。内視鏡の検査が楽ではなかったけれど、昔に比べると内視鏡が細くなって楽になりましたね。

**検診、受けてて良かった！**

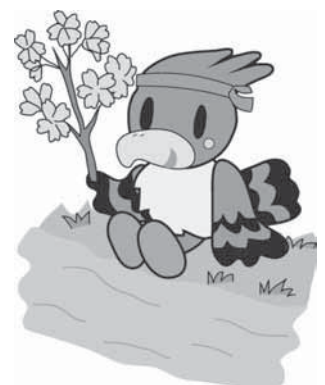
**みなさんも検診は受けた方がいいですよ!!**

**◆日程・会場**

日 時		会 場
5 月	8日(木)	蓮湊公会堂
	9日(金)	網代浜会館
	12日(月)	亀塚公会堂
	13日(火)	次第浜公民館
	14日(水)	藤寄公会堂
	15日(木)	二本松公会堂
	16日(金)	
	19日(月)	保健福祉センター
	20日(火)	

受付時間  
午前8時00分～  
10時30分

※胸部レントゲンのみの方は  
午前9時30分～10時30分



お申し込み・お問い合わせ 保健福祉課 (保健福祉センター) 保健衛生係 ☎ 27-6511

# 平成26年度 乳幼児健診・学級日程をお知らせします

平成26年度の子どもの乳幼児健診、妊婦さんや赤ちゃんの学級の日程が決まりましたのでお知らせします。

お子さんの誕生日、妊婦さんの出産予定日ごとに、対象の健診・学級が異なりますのでご確認ください。



お子さんの該当する健診はいつですか？

## <乳幼児健診・歯科検診>

健診名	対象児	日程
乳児健診	H25.10月・H26.1月生まれ	5/23(金)
	H25.11月・H26.2月生まれ	6/27(金)
	H25.12月・H26.3月生まれ	7/25(金)
	H26.1・4月生まれ	8/22(金)
	H26.2・5月生まれ	9/26(金)
	H26.3・6月生まれ	10/31(金)
	H26.4・7月生まれ	11/21(金)
	H26.5・8月生まれ	12/19(金)
	H26.6・9月生まれ	H27/1/23(金)
	H26.7・10月生まれ	H27/2/20(金)
H26.8・11月生まれ	H27/3/20(金)	
1歳2ヵ月児 歯科健診	H25.3・4月生まれ	6/9(月)
	H25.5・6月生まれ	8/11(月)
	H25.7・8月生まれ	10/6(月)
	H25.9・10月生まれ	12/8(月)
	H25.11・12月生まれ	H27/2/9(月)
1歳6ヵ月児 健診	H24.11・12月生まれ	6/26(木)
	H25.1・2月生まれ	8/21(木)
	H25.3・4月生まれ	10/30(木)
	H25.5・6月生まれ	12/18(木)
	H25.7・8月生まれ	H27/2/19(木)

健診名	対象児	日程
2歳児親子 歯科健診	H24.4・5月生まれ	5/12(月)
	H24.6・7月生まれ	7/14(月)
	H24.8・9月生まれ	9/8(月)
	H24.10・11月生まれ	11/10(月)
	H24.12・H25.1月生まれ	H27/1/13(火)
2歳6ヵ月児 歯科健診	H25.2・3月生まれ	H27/3/9(月)
	H23.10・11月生まれ	5/26(月)
	H23.12・H24.1月生まれ	7/28(月)
	H24.2・3月生まれ	9/29(月)
	H24.4・5月生まれ	11/25(火)
	H24.6・7月生まれ	H27/1/26(月)
	H24.8・9月生まれ	H27/3/23(月)
	H23.4・5月生まれ	5/22(木)
3歳児健診	H23.6・7月生まれ	7/24(木)
	H23.8・9月生まれ	9/25(木)
	H23.10・11月生まれ	11/20(木)
	H23.12・H24.1月生まれ	H27/1/22(木)
	H24.2・3月生まれ	H27/3/19(木)
3歳6ヵ月児 歯科健診	H22.10・11月生まれ	6/30(月)
	H22.12月・H23.1月生まれ	8/25(月)
	H23.2・3月生まれ	10/27(月)
	H23.4・5月生まれ	12/22(月)
	H23.6・7月生まれ	H27/2/23(月)

## <妊婦さんと赤ちゃんの学級>

- ★育児学級…生後4～5ヵ月児が対象
- ★マタニティママのリフレッシュ教室…妊婦さん向けの教室



妊婦さんの出産予定日はいつですか？

学級	対象	日程
育児学級	H25.12月・H26.1月生まれ	5/29(木)
	H26.2月・3月生まれ	7/10(木)
	H26.4月・5月生まれ	9/18(木)
	H26.6月・7月生まれ	11/13(木)
	H26.8月・9月生まれ	H27/1/15(木)

学級	対象	日程
育児学級	H26.10月・11月生まれ	H27/3/12(木)
マタニティママの リフレッシュ教室	H26.9月～11月出産予定	6/5(木)
	H26.12月～H27.2月出産予定	9/4(木)
	H27.3月～5月出産予定	12/4(木)
	H27.6月～8月出産予定	H27/3/5(木)

※健診・学級の対象の方には事前に通知をします。また、広報「月の行事」に掲載します。  
急きょ、日程が変更になる場合がありますので、通知内容をよくご確認ください。

お問い合わせ 保健福祉課（保健福祉センター）保健師 ☎ 27-6511



0歳～2歳児ちゃん!  
みんなおいでよ!  
仲間になろうよ!

# 育児サークルからのお知らせ

聖籠こども園子育て支援センター

(お問い合わせ) TEL: 27-3322 FAX: 27-8888



お子さんと一緒に遊びながらお友達をつくりませんか。仲間になってみんなで遊びましょう。

## 蓮野地区・うさぎクラブ \* \* \* \* \*

広場でたくさん動き回ったり、おもちゃで遊び楽しく過ごしています。遠足やクリスマス会などの楽しい行事も計画しています。気軽に遊びに来て下さいね。

子どもママもたくさんお友達を作りましょう!



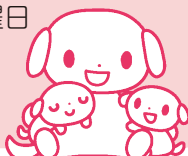
- ★日時⇒毎月第2・第4・木曜日  
午前10時～11時30分
- ★場所⇒蓮野地区多目的屋内運動場



## 山倉地区・ぐ～ちょきぱ～ \* \* \* \* \*

体育館で走り回ったり、おもちゃを使って遊んでいます。畳コーナーや赤ちゃんのおもちゃもあるので小さい子も安心。毎回、リズム遊びをしながら楽しく過ごしています。すぐ、お友達になれるサークルです。気軽に遊びに来て下さいね。

- ★日時⇒毎月2回 基本は第1、第3金曜日  
午前10時～11時30分
- ★場所⇒結いハート聖籠  
(青少年交流センター)



## 藤寄・大夫興野地区…おひさまサークル \* \* \* \* \*

少人数のサークルでみんな仲良し。1つの輪になり楽しく遊んだり、一緒におしゃべりしましょう。お友達になろうね。公園の遊具でも遊べます。気軽に遊びに来て下さいね。

- ★日時⇒毎月1回、基本は第4火曜日  
午前10時～11時30分
- ★場所⇒旭ヶ丘公会堂  
(旭ニュータウン内)



## 亀代地区・育児サークル(どんぐりの会・ぴよぴよクラブ・ぱんだクラブ) \* \* \* \* \*

思いっきり遊んで、子どもママもたくさんお友達を作りませんか? 木曜日はおしゃべりしながらおやつを食べます! 遠足・クリスマス会などたくさんの行事も計画しています。気軽に参加してみませんか?

- ★日時⇒毎週木曜日(おやつ代50円)  
午前10時～11時30分
- ★場所⇒亀塚児童館  
TEL 27-2478



可愛いお子さんが、それぞれの地域の中で健やかに育つことを願っています。

# 「聖籠町住まいる券」を販売します

## 登録加盟店も募集します

聖籠町商工会では、昨年度に引き続き町内建設業関連の需要を創出するとともにその活性化を図るため『聖籠町住まいる券発行事業』を実施しますので、事業の登録加盟店を次のとおり募集します。

事業に参加を希望する事業者は、聖籠町商工会窓口で登録の手続きをお願いします。

### ◎登録事業者の募集について

○登録できる事業者 — 町内に事業所を有する法人または個人事業者で、建築・土木・電気・建具・内外装・左官・ガラス・管・造園工事などを行う事業者。

○登録募集の時期 — 5月1日（木）から券の使用期間内随時（6月上旬にチラシを全戸配布する際、5月20日（火）時点での登録事業者をチラシに掲示します）。

### ？聖籠町商工会

☎ 27-2078

## 事業概要

販売規模	3,000万円
販売対象者	聖籠町に住所を有する方（世帯単位での販売となります）。
販売券種	額面 50,000 円券のみ （額面 50,000 円券を 15% 割引の 42,500 円で販売します）。
販売限度	1 世帯 14 枚（額面 700,000 円）まで
対象となる工事	町内において自己が所有する住宅、作業場などの修繕工事や敷地内の工事で、次に掲げるもの。 ①住宅、車庫（カーポートは除く）、作業場などの修繕工事（建築、電気、建具、内外装、左官、ガラス、管工事など）、および造園工事（庭木などの植栽）、土木工事（コンクリート舗装・土留めなど） ②上下水道の接続に関する工事（管工事、キッチン、トイレ、ふろ場の改修など） ただし、法人が所有する土地・建物に関する工事は対象外
対象工事期間	7月1日（火）～12月31日（水）の間に着工し、「聖籠町住まいる券」を使用して12月31日（水）までに支払いを完了する工事
対象とならない工事	①テレビ・洗濯機・エアコンなどの家電製品や、ボイラー・暖房機器などの商品の納入だけのもおよび家電製品・暖房機器などの取付に付帯する工事 ②建物の新築、増築、改築 ③塀垣などの新設、増設 ④国・県・町などの制度により助成を受けている工事
申込方法	6月上旬に『申込ハガキ付チラシ』を全戸配布します。券の購入希望者は、ハガキに必要事項を記入のうえ切手を貼ってポストに投函するか、または、直接町商工会に持参のうえ申込みをしてください。申込締切日は、6月30日（月）です（ポストに投函の場合は6月30日消印分まで有効）。
販売方法	申込者を対象に販売します。また、申込額が3,000万円を超えた場合は抽選とし当選者に販売します。申込者には、購入の可否を通知します。
販売場所	町商工会館
販売期間および時間	7月16日（水）～8月8日（金）（土・日曜日、祝日は除く） 午前9時00分～午後4時00分
使用期間	7月16日（水）～12月31日（水）
券の換金期間	7月16日（水）～翌年1月15日（木）（換金日は月・水・金曜日。ただし、祝日の場合は翌平日。8月13日（水）～8月15日（金）と12月27日（土）～翌年1月4日（日）は除く。）
その他	①額面に満たない工事費に券を使用してもおつりはできません。 ②販売した券の返納および換金はできません。 ③対象とならない工事には券の使用はできませんので、券の申込・購入前に工事などを依頼する事業者または町商工会へ、工事が「聖籠町住まいる券」の対象になるかを確認をしてください。 ④登録加盟店には、この券が使用できる旨のポスターを掲示します。



# 聖籠町地域活性化対策券を販売します

聖籠町商工会では、消費税率の引き上げによる生活・経済不安の解消のため、下記のとおり聖籠町地域活性化対策券（10%の割引商品券）を販売します。

☎ 27-2078  
**？** 聖籠町商工会

販売規模	2億円
販売対象者	町内に住所を有する中学生以上の町民および町内在住避難者
販売券種	額面500円券のみ。また、500円券10枚綴を1冊に製本し冊単位で販売します。
割引率	10%（額面から10%を割引いた額で販売します。例えば、1冊額面金額5,000円の券を4,500円で購入すると、5,000円分の買物ができます。）
販売限度	対象者1人につき10冊（額面5万円）まで
購入方法	予約申込みによる販売とします。別途配布の地域活性化対策券申込書をご覧ください。
販売場所	町商工会館2階会議室（役場庁舎隣）
販売期間	6月15日（日）～7月4日（金）（予約申込分のみ販売します。販売期間終了後は、予約は無効となります。）※6月15日を除く土・日曜日は販売しません。
販売時間	午前9時00分～午後4時00分
使用期間	6月15日（日）～11月30日（日）（12月1日からは、券の使用は一切できません。また、未使用分の券の返品・換金には一切応じることができませんのでご留意願います。）
使用できる店	町内の券取扱登録加盟店で使用可能（登録加盟店にはポスターを掲示します。また、登録加盟店一覧表は別途各世帯に配布します。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・券の購入に際しては、同一世帯の高校生以上の方が世帯を代表して購入できます。（中学生が購入する場合は、保護者同伴の場合に限ります。）</li> <li>・額面に満たない買物をしても、釣銭は出ませんのでご注意ください。（例えば、450円の品物を購入して500円券を出しても釣銭は出ません。）</li> <li>・予約申込分が2億円を超えた場合、予算の範囲内で冊数の多い世帯から順次調整させていただきますのでご了承ください。</li> </ul>

## 休診のお知らせ



5月12日（月）

休診とさせていただきます。よろしくお願いたします。

聖籠町国民健康保険診療所長

## 釣り船体験を開催します —海のにぎわい館—

海のにぎわい館では、船でのルアー釣り体験を開催します。皆さまお気軽に参加ください。

📅 5月11日（日）

※悪天候などにより出港ができない場合は講習会・ルアー作成体験を開催します。

📍新潟東港周辺

■定員 14人（定員になり次第締切）

■参加資格 小学生以上

※小学生の参加には成人の引率が必要です。未就学児は保護者同伴でも参加できません。

■参加費 大人5,000円（中学生以上）、小学生3,000円。NPO会員は割引あり。

※釣り船体験中止による講習会・ルアー作成体験参加費は大人1,500円、小学生500円

※昼食費、傷害保険料含む。希望者には竿、リール、ルアーなどを貸出します（有料）。

■申込期限 5月8日（木）

📍 海のにぎわい館

☎ 27-1103

聖籠町大字網代浜1612番地5

## 「若者しごと相談」 開催日変更のお知らせ

就職への悩みをもつ若者と、その家族を対象に行っている「若者しごと相談」の開催日が次のとおり変更になりますので、お知らせします。

変更後 毎月第1・3金曜日

午後1時00分～4時00分

会場 町保健福祉センター

相談室（変更なし）

📍 下越地域若者サポートステーション  
ヤングジョブしばた

☎ 0254-28-8735



# あっ地震！

耐震診断費用が  
無料になりました！

## だいじょうぶですか、あなたのお家？

町では、木造住宅の耐震診断（地震に耐えられるか診断する）や耐震改修に要する費用の一部を補助しています。

診断は、町が委託した（社）新潟県建築士会北蒲原支部に登録された診断士が行います。耐震診断は人間にたとえると健康診断に当たるものです。安全・安心な生活を築くため、ぜひこの機会に耐震診断を受けてみませんか。

また、聖籠町木造住宅耐震診断支援事業を受けた木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された住宅に対し、耐震設計費・耐震改修工事費への一部補助も行っています。

	ステップ1 耐震診断	ステップ2 耐震設計	ステップ3 耐震改修
対象となるもの	<p>■建築物（次のすべてに該当）</p> <p>①昭和56年5月31日以前に、町内で建築、または工事に着手した木造住宅</p> <p>②一戸建ての住宅であること（店舗や事務所などを兼ねた住宅の場合は、延べ床面積の半分以上が住宅部分のものに限る）</p> <p>③地階を有しない地上2階建て以下の住宅であること</p> <p>④国土交通大臣などから特別な認定を受けた工法によって建築された住宅でないこと</p> <p>■対象者</p> <p>町内に住所を有し、かつ、補助の対象となる建築物を所有する方で町税などを完納している方</p>	左の聖籠町木造住宅耐震診断支援事業を受け、かつ、診断評点が1.0未満の建築物	左の聖籠町耐震設計事業を受けた建築物
受付期間 （予算額に達した時点で受付終了とします）	<p>第1回：6月2日（月）～13日（金）</p> <p>第2回：8月15日（金）～29日（金）</p> <p>第3回：11月17日（月）～28日（金）</p>		毎年4月から12月末日まで（年度内に耐震改修事業が完了し、かつ、関係書類の提出が可能な場合は、この限りではありません。）
申請者負担額または町補助額	<p>●申請者負担額</p> <p>今年から耐震診断費用は無料となりました！</p>	<p>●町補助額</p> <p>耐震設計費用の1/2以内の額（100,000円まで）</p>	<p>●町補助額</p> <p>耐震改修費用のうち650,000円までの額</p>
必要な書類	<p>①耐震診断士派遣申請書（※）</p> <p>②建築年次および建物の延べ床面積が判断できる書類の写し（登記簿謄本、建築確認済証・検査済証、課税証明書など）</p> <p>③申請者の町税の納税証明書（前年度分）</p>	<p>①補助金交付申請書（※）</p> <p>②耐震診断報告書の写し（耐震診断の成果品です。）</p> <p>③耐震設計に要する費用の見積書（耐震診断士より発行されます。）</p>	<p>①補助金交付申請書（※）</p> <p>②耐震改修計画書の写し（耐震設計で作成されます。）</p> <p>③耐震改修に要する費用の見積書（耐震設計で作成されます。）</p>

※ 補助金交付申請書は、ふるさと整備課にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

お申し込み・お問い合わせ

役場ふるさと整備課（内線 234）



## 学校給食食材の放射性物質測定結果

聖籠町では、学校などの給食の安全性を確認し、給食に対する保護者などの不安を軽減することを目的に、給食用食材の放射性物質検査を実施しています。検査は毎週木曜日、翌日（金曜日）に使用する食材の中から1品目を選定して行います。再検査となった食材は、給食に使用せず、再検査を実施し公表します。

なお、町のホームページで最新の検査結果を掲載しています。

検査日	検査品目	生産地	測定結果		
			放射性ヨウ素	放射性セシウム	
			131	134	137
3月6日	もやし	福島県	検出せず	検出せず	検出せず
3月13日	きゅうり	群馬県	検出せず	検出せず	検出せず
測定場所	新潟県新発田地域振興局 (新発田市豊町3丁目3番2号)				

※単位：Bq（ベクレル/kg）

※この検査の検出限界値は、20Bq/kgです。検出限界値は、測定する条件や食材により異なります。

※「検出限界値」とは、その分析法や計測機器で検出できる最小値（最小限度）のことをいい、この値は測定環境（自然界に存在する大気中の放射線量）、測定条件（時間重量など）、検査対象品目によって異なります。

📍役場子ども教育課 学校支援係  
(内線 305)

役職	氏名
団長	伊藤 稔明
副団長 (教育主幹兼務)	萩原 美好
副団長	渡辺 新吾
訓練部長	高橋栄和男
技術部長	阿部 孝平
第一分団長	吉田 敏之
第二分団長	高橋 肇
第三分団長 (予防部長兼務)	新保 裕司
第四分団長	阿部 裕幸
第一分団副分団長	肥田野哲也
第二分団副分団長	五十嵐孝幸
第三分団副分団長	中村 敏
第四分団副分団長	前田 和真

※空気が乾燥し、火災が発生しやすくなっています。地域、家庭でも火災予防をお願いします。

📍役場生活環境課 地域安全係 (内線 282)

4月6日(日)町消防団の辞令交付式が行われ、平成26年度の新体制が決まりました。  
地域の火災等の災害を防ぐために日々訓練を積み、私たちの生活を守る町の消防団。今年度は新入団員22名、新班長15名に辞令書が交付されました。辞令交付式の後は、幹部、広域消防の指導のもと、班長、新入団員を対象に教育訓練が行われ、団員皆が真剣に取り組んでいました。



## 聖籠町消防団 辞令交付式を開催

## 平成26年度（平成25年分）所得証明書発行は町県民税の納税通知書発送後

当町では、所得証明する場合、賦課資料（給与支払報告書や公的年金支払報告、所得の申告書など）により把握した所得に基づき町県民税の税額を決定し、納税通知書を発送した後に行っています。

このため、平成26年度（平成25年分）所得証明書の発行は、町県民税を給与天引き（特別徴収）により納付される方は5月15日頃から、個人で金融機関窓口等に直接納付（普通徴収）される方、または扶養親族等で収入がない方は6月13日頃から可能です。

請求時、本人確認を行いますので、運転免許証等の提示をお願いします。なお、詳しくは、税務財政課税務係住民税担当までお問い合わせください。

## 個人住民税の均等割が引き上げになります【平成26年度から】

住民税は皆さまに一律に負担していただく均等割と、所得に応じて税額が決まる所得割により構成されています。

このうち均等割について、年額1,000円（県民税500円、町民税500円）が上乗せされます。

適用期間  
平成26年度～平成35年度（10年間）

### 均等割の税額

区分	平成25年度の税額	引き上げ後の税額
町民税均等割	3,000円	<b>3,500円</b>
県民税均等割	1,000円	<b>1,500円</b>
合計	4,000円	<b>5,000円</b>

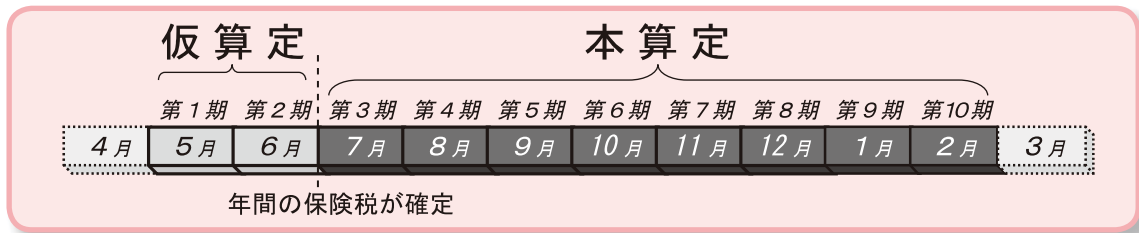
📍役場税務財政課 税務係 (内線 143)

## 国民健康保険からのお知らせ

# 国民健康保険税 仮算定のご案内

聖籠町国民健康保険では、1年間の国民健康保険税を5月から翌年2月までの計10期<sup>\*1</sup>で納めていただきます。それぞれ、2週間程度の納期限が設けられており、5月を1期、6月を2期…と呼びます。国民健康保険税の納期は、前半の「仮算定」と後半の「本算定」とに分けられ、5月にお送りする通知は前半の第1期から第2期までの分…つまり仮算定分となります。<sup>\*2</sup>

- ※1 年度途中での加入や喪失手続きがあった場合は、納期の回数が変わる場合もあります。
- ※2 国民健康保険税が年金から天引き（特別徴収）される世帯は下記の納入方法には該当しません。特別徴収世帯には既に特別徴収開始通知書により通知しています。



## 仮算定ってなあに？

### ポイント①

#### 「仮算定の税額＝前年度の国保税年額の10分の2」です

みなさんに申告していただいた前年の所得や新年度の税率が確定するのは7月になります。そのため、今年度の保険税がいくらになるのかは現段階で確定することができません。そこで、前年度課税した国民健康保険税をもとに算定し、課税することとなります。（所得や加入者の状況が変わらないものと仮定し、前年度の保険税に近い税額を課税するためです。）

このことから、今回お送りする2期分の保険税額の計算は、平成25年度に課税された1年分の保険税額（月の途中で加入している場合は1年間加入したのものとして計算した額）の10分の2となっています。（10分の1ずつ2回）

平成25年度  
国民健康保険税

10分の2

平成26年度  
国民健康保険税  
(第1期～第2期)

### ポイント②

#### 前年度に国保税がかからない世帯主に仮算定通知は届きません

仮算定は、ポイント①のように前年度の国保税をもとに計算するため、前年度に国保税が課税されていない世帯主（4月以降に国保加入手続きをした世帯や世帯主が変更となった世帯）には、「仮算定」の納税通知書は届きません。そのため、7月から国民健康保険税が課税されることとなります。

### ポイント③

#### 仮算定の額は、本算定まで変更になりません

「仮算定」の時期は、みなさんの所得が確定せず、今年度の国保税額を確定できない段階です。所得の変更や、5月から6月までに届け出た加入者数の増減は、7月「本算定」まで反映されません。それまでの間「仮算定」の税額は変更にはなりません。

年間の国保税額が確定しましたら、仮算定で納め足りない分については本算定で課税させていただきます。（納めすぎがあった場合は、年間税額確定後にお返しさせていただきます。）

私は4月から国保に加入したから…今年度は本算定の7月から課税されることになるんだね。



私は5月に新しい保険証をもらって手続きをしたんだけど…7月にならないと、1年分の税額はまだわからないのね。



お問い合わせ 役場町民課 保険係 (内線115)



「倒産・解雇などによる失業」や「雇い止めなどによる失業」で国民健康保険に加入された方は国民健康保険税が軽減されます

【対象となる方】

以下の要件を全て満たす方

- ・失業時に65歳未満の国民健康保険加入者
- ・平成21年3月31日以降に倒産・解雇などの理由で失業した方
- ・雇用保険受給資格者証の1面「離職年月日・理由」欄に解雇や倒産などの理由を示す番号31・32・33・34のいずれかが記載され、求職者給付(基本手当など)

【軽減額・軽減期間】

を受ける方

- ・(高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。)
- ・国民健康保険税は前年の所得などにより算定されます。軽減を受ける方は、前年の給与所得をその30/100とみなして算定します。
- ・平成22年4月1日以降の保険税が対象です。減額となる期間は失業日の翌日から翌年度末までです。

【手続き方法】

聖籠町役場町民課で届出を行ってください。(必要なもの)

- ・雇用保険受給資格者証
- ・認印
- ・国民健康保険の保険証

【役場町民課 保険係】

(内線115)

3月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
みのりちゃん	(大沼 智)	甚兵衛橋
拓士ちゃん	(田村 竜馬)	次第浜
公紀ちゃん	(佐藤 知明)	ひばりが丘
帆高ちゃん	(阿部 孝弘)	杉谷内
穂花ちゃん	(佐藤 誠)	亀塚
司ちゃん	(森田 修啓)	正庵
蓮良ちゃん	(佐藤 桂)	山諏訪山
咲希ちゃん	(村山 靖幸)	藤寄
颯希ちゃん	(斎藤 将悟)	汐美台
結菜ちゃん	(村山 光)	山倉
優希哉ちゃん	(石井 祐一)	汐美台
心優ちゃん	(谷沢 誠)	次第浜
理衣ちゃん	(高橋 孝啓)	聖中ヶ丘

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
鈴木健次さん	汐美台
(宮下)みなみさん	
(長谷川)真也さん	網代浜
島村愛さん	
渡辺竜介さん	蓮野
(高野)彩香さん	
高野智樹さん	山倉
(荒木)巴香さん	

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏名	年齢	行政区
幾野重三郎さん	(73歳)	藤寄
成田弘さん	(70歳)	藤寄
松井トシイさん	(84歳)	藤寄
高松スイノさん	(87歳)	亀塚
渡辺キヨ子さん	(84歳)	網代浜
堀佳子さん	(65歳)	網代浜
高橋岩作さん	(81歳)	次第浜
高橋トキイさん	(80歳)	次第浜
渡辺ハナさん	(79歳)	次第浜
小林ハルエさん	(87歳)	二本松
天野敏和さん	(65歳)	二本松

(注1)町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。  
(注2)略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

陸上自衛隊 新発田駐屯地創設61周年および第30普通科連隊創立52周年記念行事

1 市中パレード

5月17日(土)  
午後2時00分～2時30分頃

新発田市本町交差点から中央町交差点

音楽隊の演奏に合わせた徒歩部隊車両などによる行進とヘリコプターによる観閲飛行

2 記念式典

5月18日(日)  
午前10時00分～午後3時00分

新発田駐屯地  
訓練展示(午前11時00分～正午)

広報展示(正午～午後2時50分)

体験試乗(午後0時30分～午後2時50分)  
装備品展示(午後0時40分～午後2時50分)

史料館開放・野外売店(午前8時30分～午後2時50分)

※悪天候による変更あり。  
新発田駐屯地広報室  
0254・22・3151  
(内線506)

中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費などを残すことができるルールができました。

中小企業基盤整備機構 関東本部

03・5470・1620



## アルビレックス 新潟情報!!

### 上を目指すために

3月に開幕したJリーグは早くも1ヶ月が経ち、4月6日時点で6試合が行われました。アルビレックス新潟は4月6日(日)、横浜F・マリノスと戦いました。

前半は新潟が積極的にゴールに迫ります。前半7分、岡本選手のクロスを川又選手が頭で合わせますが、ポストに嫌われます。その1分後、今度は新潟がピンチを迎えます。右サイドからニアへの低いクロスでDF守田選手が距離を詰めて体でガード。目まぐるしく攻守が入れ替わり、スピディーな展開となりましたが、スコアは動かぬまま試合は後半へ。

後半は新潟が攻撃を組み立てようとするとところでボールを相手に奪われ、カウンターからシュートを打たれるなど、新潟らしくないプレーが続いたものの、何とか守りきり0・0の引き分けました。

「自分たちで勝ち点2を失ってしまったゲーム」と柳下監督は総括しました。

前節のセレッソ戦、今節のマリノス戦と、勝ち点3をと

れた、というのがチームの共通認識。新潟の組織力も向上していますが、目指すべきところはもっと高いところです。

### まずまずの滑り出し

Jリーグと並行して行われていくのがヤマザキナビスコカップ。ナビスコカップは予選リーグ上位2チームが決勝トーナメント進出し、アジアチャンピオンズリーグに参加している4チームを加えて王者を決めます。

4月2日(水)に行われた予選第2節、ホームでの名古屋グランパス戦。この試合では前節に続き小泉選手が先発し、監督の期待の高さがかがえます。

試合は新潟が前半で2得点をあげますが、後半は猛反撃にあい、後半10分ほどで逆転を許します。

その後の重苦しい空気を吹き飛ばしたのが小泉選手でした。中央で成岡選手にボールを預けると、そのままゴール前へ。加藤選手からの浮き球パスをワントラップし、左足でシュート。ボールは名古屋GK榑崎選手の頭上を抜きネ

ットを揺らしました。小泉選手は周囲の期待に応え、公式戦初得点。試合は3・3のドローで終えました。

ナビスコカップは1勝1分と上々の滑り出し。今シーズンこそ、チーム初となる予選突破を目指し、一丸となって戦っていきま

### なでしこリーグ開幕!

3月30日(日)、Jリーグに続いてなでしこリーグが開幕しました。アルビレックス新潟レディースは昨年、皇后杯で準優勝したものの、リーグ戦では終盤まで残留争いをし、悔しいシーズンとなりました。その悔しさをぶつける2014シーズン。能伸監督の就任2年目となるチームに期待がかかります。

新潟は初戦を伊賀フットボールクラブクノーとアウェイで対戦。前半8分から立て続けに3点を奪い、3・0で勝利。昨年は前半での失点が多かった新潟ですが、早くも昨



年との違いを見せました。

この試合、山崎選手がハットトリック。昨年は皇后杯決勝でPKを失敗し、涙の表彰式となりましたが「どんなときも強い気持ちを持ってプレーをしようと思えました」と、その経験を糧にしました。

そして、4月5日(土)は新潟市陸上競技場での第2節、ホーム開幕戦を強豪日テレ・ベレーザと対戦しました。

試合は拮抗した展開となります。ベレーザ相手にしっかりとボール保持者にプレッシャーをかけ、積極的な守備を見せます。攻撃ではボールを奪ってからの早い攻撃でチャンスを作ります。

ツートップは山崎選手、平井選手。二人とも自分の持ち



# JAPANサッカーカレッジのお知らせ



味を十分に活かし、チャンスを迎えますが、得点に至らず後半は押しこまれますが、守備陣が奮闘。GK一谷選手を中心に体を張った守備でゴールを割らせません。

試合結果は0・0のドローとなりましたが能伸監督は手応えを感じたようです。

チームの目標であるタイトルに向けた準備は万全です。引き続き高いパフォーマンスを見せてくれることでしょう。

## ※5月の試合日程

### 〈Jリーグ〉

第11節 5月3日(土・祝)

vs 大宮アルディージャ

17:00キックオフ

NACK5スタジアム大宮

第12節 5月6日(火・祝)

vs 清水エスパルス 14:00キックオフ

デンカビッグスワン

スタジアム

第13節 5月10日(土)

vs 柏レイソル

19:00キックオフ

日立柏サッカー場

第14節 5月17日(土)

vs 名古屋グランパス

15:00キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

### 〈ナビスコカップ予選〉

第4節 5月21日(水)

vs 柏レイソル 19:00キックオフ

クオフ

日立柏サッカー場

第5節 5月24日(土)

vs 浦和レッズ 14:00キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

### 〈なでしこリーグ〉

第6節 5月4日(日・祝)

vs ASエルフェン埼玉

13:00キックオフ

鴻巣市立陸上競技場

第7節 5月31日(土)

vs FC吉備国際大学 Charne

12:30キックオフ

十日町市当間多目的グラウンドクローチアピッチ



### 【チーム情報】

#### ☆JAPANサッカーカレッジレディース(女子)

JAPANサッカーカレッジレディース(以下JSC)が所属するプレナスチャレンジリーグが4月6日(日)に開幕しました。プレナスチャレンジリーグとは、日本女子最高峰リーグである、なでしこリーグの2部に相当するリーグです。

5月18日(日) 11時キックオフ

でASハリマアルビオンと新発田市五十公野公園陸上競技場で対戦。25日(日)は14時キックオフでパニーズ京都SCと紫雲寺記念公園多目的運動広場で対戦します。

#### ☆JAPANサッカーカレッジ(男子)

4月13日(日)に第40回北信越

フットボールリーグが開幕しました。北信越フットボールリーグは、プロリーグであるJリーグのJ1、J2、J3、アマチュア最高峰のJFL(日本フットボールリーグ)につながる地域リーグの一つです。JFLに昇格するためには、全国の地域リーグを制したチームが集う、全国地域サッカーリーグ決勝大会で上位に入ることが必要となります。

5月11日(日) 11時キックオフ

でヴァリエンテ富山とJAPANサッカーカレッジグラウンドにて対戦します。

### 【イベント情報】

3月21日(金・祝) JAPANサッカーカレッジで春のスポーツ体験フェスタ2014が開催されました。このイベントはJAPANサッカーカレッジ主催で毎年春に開催されています。

サッカー教室、宝さがし、手形

レター&フォト、学校紹介、模擬店を行い、当日は244人の親子に参加していただきました。

サッカー教室ではJSCとJSCの選手が子どもたちと一緒にサッカーを楽しみ、普段見ることのない子どもたちの笑顔を見ることができ、親御さんにも喜んでいただきました。

### 【ジャッピのツイッター】

JAPANサッカーカレッジのマスコミであるジャッピがツイッターで試合の速報をつぶやき、聖籠町や新発田市で行われたイベントに参加した時の様子などをお伝えしています。

フォローをして、ジャッピに話しかけてみると何か面白い返事が来るかも!!

### JAPANサッカーカレッジレディース 5月試合日程

月日	キックオフ	対戦相手	会場
5月18日(日)	11時00分	ASハリマアルビオン	新発田市五十公野公園陸上競技場
5月25日(日)	14時00分	パニーズ京都SC	紫雲寺記念公園多目的運動広場

### JAPANサッカーカレッジ 5月試合日程

月日	キックオフ	対戦相手	会場
5月11日(日)	11時00分	ヴァリエンテ富山	JAPANサッカーカレッジグラウンド

### 【お申し込み・お問合わせ先】

〒957-0103  
新潟県北蒲原郡聖籠町網代浜925-1  
TEL: 0254-32-5357  
FAX: 0254-32-5358  
学校HP: <http://www.cupsnet.com/>  
学校Twitter: @JAPAN\_Soccer\_C  
ジャッピ-Twitter: @jyappi

ジャパン  
サッカーカレッジ  
ホームゲーム運営  
~カップス通信~



# 新・食は味楽来

## 端午の節句と笹団子

新潟といえば、「笹団子」が有名ですね。

近年は種類も増え中身も多彩になっていますが、元々はくず米とヨモギで作った団子を笹で巻いただけの素朴なものでした。さすが米どころですね、くず米も無駄にせずおいしく食べる知恵から生まれたものだったようです。

### 〈端午の節句と笹団子の関係は…〉

笹団子は端午の節句（5月5日）に無病息災を祈って食されてきたといわれています。田植えを行う5月は物忌の月（神に奉仕するため、飲食を慎み、心身を清める月）ともいわれ、香りの強い菖蒲やヨモギを軒先にさし、災いや邪気を祓う季節とされてきました。防腐効果のある笹の葉は旺盛な繁殖力から神霊が宿る植物とされ、笹で巻いたものは災い、邪気を祓う食べものとされました。薬草にもなるヨモギは、繊維質やビタミンなど栄養素を豊富に含む健康食品でもあります。

端午の節句に笹団子を食べることは、「邪気を祓いつつ、健康を養う」という、まさに生活の中で育まれた食文化といえます。

この時期  
に食べたい  
くなる

## 笹団子を手づくりしてみませんか？

以前はどこの家庭でも手づくりしていた笹団子でしたが、最近はその機会も減ったようです。そこで町の食生活改善推進員たちが「ふるさとの味、笹だんごを作ろう」と調理実習の準備を進めています。皆さんぜひ、一緒に作りませんか？

日程	6月3日(火)	時間	午前9時30分～12時30分頃まで
場所	聖籠町保健福祉センター内(栄養指導室)	参加費	実費負担(当日徴収します)
持ち物	エプロン、手ふきタオル等	定員	先着 15名まで



昨年度の食推さんの調理実習の様子です。

お問い合わせ・お申し込み  
保健福祉課（保健福祉センター） 管理栄養士  
☎ 27-6511

## 町の宝で～す

3月の乳児健診から



伊達 葵ちゃん



大橋 美海ちゃん



宮下 姫七ちゃん



吉田 昊生ちゃん



新保 栄麻ちゃん



秦野 ひまりちゃん

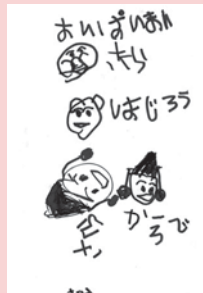
### 元気に育ってね！

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4か月健診対象乳児を撮影しています。

イラスト自慢  
投稿するときは黒いペンで書いてください。  
(薄いものは掲載できません)住所と名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム「〇〇〇〇」と書いてください。1か月に一人1枚だけ受け付けます。



みつちゃんさん 8歳



佐藤幸来さん 4歳



平成26年

# 高齢者叙勲

高齢者叙勲 地方自治功勞 旭日単光章

高松 利八郎 さん (88) 亀塚

高松さんは、昭和34年9月に聖籠村議会議員となり、その後聖籠町となった後も含め24年間議会議員を務め、その間各種委員会の委員長などを務めました。また、新発田たばこ販売協同組合理事長、聖籠町商工会会長、町観光協会会長など、長年にわたり各種団体の長としてご活躍されました。

高松さん、受章おめでとうございます。

聖籠町から地方自治功勞の分野で亀塚の高松利八郎さんが受章されましたので、ご紹介します。



## アルビレックス新潟 レディースが町長を表敬訪問

3月26日(水)、株式会社アルビレックス新潟の田村 貢代表取締役社長と、アルビレックス新潟レディース(以下、アルビレレディース)の能仲太司監督、上尾野辺めぐみ選手、北原佳奈選手が町長を表敬訪問しました。

昨冬の皇后杯で見事準優勝を勝ち取ったアルビレレディース。上尾野辺選手は「リーグ上位目指してがんばります」と、能仲監督は「優勝を目指します」と今年の意気込みを語りました。

上尾野辺選手と能仲監督の力強い言葉に、町長は「町を挙げて応援します」と激励しました。

今年もアルビレレディースの熱い戦いを応援よろしくお願いします!



▲写真左から北原選手、上尾野辺選手、渡邊町長、能仲監督、西脇副町長

## 春風感じる 梅の開花

4月上旬、別條の杉沢九十二さん(88)宅の梅の木(藤五郎)に見事な花が咲きほこりました。

杉沢さんの梅は、東港開発前の別行集落在住時、10数本ありました。東港開発での集落移転にともない杉沢さん一家とともに

に別條に引っ越したうちの1本です。

移転前に若木だった梅は、杉沢さんの行きとどいた管理のおかげで今では外周180センチもの大きな木となりました。

梅の花の見ごろは桜が咲く前です。この春は温暖な日が続き、例年にくらべ早めの開花となりました。

今年米寿となった杉沢さん。梅の木とともに末永く元気でいてください。



▲杉沢さんと花咲く梅の木。カラーでお見せできないのが残念です。





▲ 蓮野小学校



▲ 聖籠中学校



▲ 亀代小学校

祝

入学 入園

勉強も遊びもがんばれ  
聖籠っ子たち



▲ 山倉小学校



▲ 蓮野こども園



▲ 蓮潟こども園



▲ 亀代こども園



▲ 聖籠こども園